





本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成11年 5月 八戸港地方港湾審議会
- ・平成11年 7月 港湾審議会第169回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・平成17年 8月 青森県地方港湾審議会
- ・平成19年 2月 青森県地方港湾審議会
- ・平成19年 9月 青森県地方港湾審議会
- ・平成19年11月 交通政策審議会第27回港湾分科会
- ・平成20年 9月 青森県地方港湾審議会

の議を経た八戸港の港湾計画を改訂するものである。



# 目 次

港湾計画の方針	1
1 八戸港への要請	1
2 計画の基本方針	3
港湾の能力	5
港湾計画で定める機能別の計画	6
1 物流	6
1 - 1 公共埠頭計画	6
1 - 2 危険物取扱施設計画	8
1 - 3 専用埠頭計画	8
1 - 4 水域施設計画	9
1 - 5 外郭施設計画	10
1 - 6 臨港交通施設計画	11
2 環境	12
2 - 1 港湾環境整備施設計画	12
2 - 2 廃棄物処理計画	13

3	安全	14
3 - 1	小型船だまり計画	14
4	その他	15
4 - 1	国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として 機能するために必要な施設	15
4 - 2	船舶の物資補給等への対応	16
	土地造成及び土地利用計画	17
1	土地利用計画	17
2	土地造成計画	18
	その他の事項	19
1	効率的な運営を特に促進する区域（特定埠頭）	19

## 港湾計画の方針

### 1 八戸港への要請

八戸港は、青森県南東部の太平洋側に位置しており、昭和14年に貿易港として開港指定され、昭和26年に重要港湾に指定された。

また、昭和39年に指定された八戸地区新産業都市の建設等地域振興の要として、さらには八戸市を中心とする北東北の拠点港湾として発展を続けている。

今日の八戸港は、臨海部の製紙・鉄鋼等の国内有数の企業集積により、北東北地域を代表する産業エリアが形成され発展してきた。

これに伴い北米航路、中国・韓国航路、東南アジア航路や東京、横浜とを結ぶ内外貿コンテナ船が就航し、さらには広島、名古屋、川崎とを結ぶ定期内貿RORO船を有する国内外貨物の物流拠点として、また、北海道とを結ぶフェリー航路を有する物流・人流拠点として、北東北地域の生活と産業を支える重要な役割を担っている。

平成19年の港湾取扱貨物量は、外貿700万トン（うち外貿コンテナ貨物60万トン）、内貿1,860万トン（うちフェリー貨物950万トン）、合計2,560万トンに達している。

近年、八戸港においては、取扱貨物量の増大に伴い、港内貨物の混雑や混在による非効率な荷役等が顕在化しており、既存埠頭における港湾空間の再編が必要となっている。

また、八戸港背後企業の増産体制により着実に増加しているバルク・コンテナ需要に対応した貨物取扱機能強化や、八戸港を拠点とするエネルギー産業や造船産業の進出に対応するための港湾施設の拡充を図る必要がある。

八戸港では、馬淵川からの流下土砂が港内に堆積し、船舶航行や港湾施設利用に支障を来していることから、流下土砂を適切に処理し、港湾機能を維持していくことが求められている。

また、港内における船舶の安全な航行かつ効率的な荷役確保のため、港内の静穏度を向上させる必要がある。

近年、環境に対する意識が高まる中、八戸港背後企業間による副産物を活用するゼロエミッション活動が進められており、増大する循環型貨物需要に対応した港湾機能の強化に伴い、循環型産業の誘致・集積を進め、リサイクルポートとしての機能充実を図る必要がある。

また、国民生活の質の向上が求められる中、八戸港において、これまで中心であった物流・産業等に係る機能に加え、港への親しみや利用について地域住民等が享受できる魅力ある空間の確保が望まれている。



## 2 計画の基本方針

北東北地域の産業活動を支え、持続的な発展への貢献を目指して「世界に開かれた北東北のゲートウェイ港湾」を実現するため、平成30年代後半を目標年次として、以下のように港湾計画の方針を定め、港湾計画を改訂する。

### (1) 北東北を代表する工業港・物流港としての物流機能の強化

北米並びに東アジア諸国とのコンテナ貨物やバルク貨物の増大に対応するため、外内貿物流機能の拡充・強化を図る。

埠頭内貨物の混雑や混在による非効率な荷役や他貨物への支障等を解消するため、完成自動車とバルク貨物の混在の解消など、埠頭内貨物の再配置を図る。

臨海部への企業の進出に対応した港湾施設の拡充を図る。

港湾機能を維持するため、馬淵川からの流下土砂を適切に処分する海面処分場を確保し、流下土砂の適切な処理・活用を図る。

船舶の安全な航行や効率的な荷役を確保するため、港内静穏度の向上を図る。

### (2) 港への親しみや利用について地域住民等が享受できる魅力ある空間の確保

港湾における快適な環境の創造を図るため、市民が海に親しむことのできる開放的な親水空間を確保し、地域住民等の交流に配慮した空間の創出を図る。

大型旅客船の寄港のための機能を確保し、周辺観光エリアと連携した観光圏の形成を図る。

### (3) 省資源化への対応

リサイクルポートとしての特色を発揮するため、臨海部の土地利用と密接に連携する内貿埠頭機能の拡充・強化を図る。

多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため、港湾空間を以下のように利用する。

八太郎地区東側及び西側、河原木地区ポートアイランド 期及び期、白銀地区東側は、物流関連ゾーンとする。

八太郎地区東側、河原木地区沼館及び白銀地区西側の一部は、緑地レクリエーションゾーンとする。

八太郎地区中央部、河原木地区西側及び沼館、河原木地区ポートアイランド 期の東側は、生産ゾーンとする。

河原木地区の東側及び河原木地区ポートアイランド 期の西側は、エネルギー関連ゾーンとする。

## 港湾の能力

目標年次（平成30年代後半）における取扱貨物量、船舶乗降旅客数等を次のように定める。

取扱貨物量	外 貿 (うち外貿コンテナ)	1,070万トン (130万トン(8万TEU))
	内 貿 (うちフェリー)	2,230万トン (1,110万トン)
	合 計	3,300万トン
船舶乗降旅客数等		20万人

## 港湾計画で定める機能別の計画

### 1 物流

#### 1 - 1 公共埠頭計画

##### ( 1 ) 外内貿埠頭計画

埠頭用地の不足に対処するとともに、軽工業品、コンテナ等の外内貿貨物を取り扱うため、公共埠頭を次のとおり計画する。

#### [ 公共埠頭計画 ]

##### 八太郎地区

水深 1 3 m 岸壁 1 バース 延長 2 6 0 m [ 既設 ] H-J

埠頭用地 9 h a ( 荷捌施設用地及び保管施設用地 )

( うち 7 ha 既設 ) [ 既定計画 ]

##### 河原木地区

水深 1 3 m 岸壁 1 バース 延長 2 6 0 m

[ 既定計画の変更計画 ] K-H

埠頭用地 1 5 h a ( 荷捌施設用地及び保管施設用地 )

[ 既定計画の変更計画 ]

#### 既定計画

水深 1 4 m 岸壁 1 バース 延長 2 8 0 m

水深 1 2 m 岸壁 1 バース 延長 2 4 0 m

埠頭用地 1 3 h a ( 荷捌施設用地及び保管施設用地 )

なお、効率的な荷役のため、所要の規模のガントリークレーンを設置する。

( 2 ) 内貿ユニットロード埠頭計画

R O R O 船等の利用に対応するため、公共埠頭を次のとおり計画する。

[ 公共埠頭計画 ]

河原木地区

水深 9 m          岸壁 1 バース   延長 2 2 0 m

[ 既設の変更計画 ] K-C

水深 7 . 5 m   岸壁 1 バース   延長 1 3 0 m          [ 既設 ] K-B

埠頭用地   8 h a ( 荷捌施設用地及び保管施設用地 )

( うち 8 h a 既設 ) [ 既設の変更計画 ]

既設

水深 7 . 5 m   岸壁 3 バース   延長 3 9 0 m

埠頭用地   8 h a ( 荷捌施設用地及び保管施設用地 )

( 3 ) 内貿埠頭計画

廃土砂等を取り扱うため、公共埠頭を次のとおり計画する。

[ 公共埠頭計画 ]

八太郎地区

水深 7 . 5 m   岸壁 2 バース   延長 2 6 0 m

[ 既定計画 ] HI-A, HI-B

埠頭用地   5 h a ( 荷捌施設用地及び保管施設用地 )

[ 既定計画 ]

## 1 - 2 危険物取扱施設計画

立地企業の要請に基づき、危険物取扱施設を次のとおり計画する。

### [ 危険物取扱施設計画 ]

河原木地区

水深 14 m      ドルフィン 1 バース (専用) [ 新規計画 ] ENE1

水深 7.5 m      ドルフィン 4 バース (公共) [ 既定計画 ]

KD-2 ~ KD-5

水深 6 m      ドルフィン 2 バース (専用) [ 新規計画 ]

ENE2, ENE3

危険物取扱施設用地    12 ha    [ 新規計画 ]

## 1 - 3 専用埠頭計画

立地企業の要請に基づき、専用埠頭を次のとおり計画する。

### [ 専用埠頭計画 ]

河原木地区

水深 9 m    岸壁    延長 350 m    [ 新規計画 ] KZ-1

工業用地    16 ha    [ 新規計画 ]

なお、これに伴い、白銀西防波堤 250 m を撤去する。

## 1 - 4 水域施設計画

係留施設の計画に対応して、航路、泊地及び航路・泊地を次のとおり計画する。

### [ 水域施設計画 ]

#### 1 ) 航路

河原木地区 第1航路 水深14m 幅員450m  
[ 既定計画の変更計画 ]

第2航路 水深13m 幅員200m  
[ 既定計画の変更計画 ]

[ 既定計画  
河原木地区 泊地 水深14m 面積73ha ]

#### 2 ) 泊地

八太郎地区 水深7.5m 面積17ha [ 既定計画 ]

河原木地区 水深14 面積14ha [ 新規計画 ]

水深13m 面積13ha  
[ 既定計画の変更計画 ]

水深9m 面積6ha [ 新規計画 ]

水深7.5m 面積1ha  
[ 既定計画の変更計画 ]

水深6m [ 新規計画 ]

これに伴い、河原木西防波堤210mを撤去する。

[ 既定計画  
河原木地区 水深14m 面積73ha  
水深12m 面積9ha  
水深7.5m 面積3ha ]

### 3) 航路・泊地

河原木地区 水深 14 m 面積 15 ha  
[ 既定計画の変更計画 ]  
水深 9 m 面積 5 ha [ 新規計画 ]  
水深 7.5 m 面積 2 ha  
[ 既定計画の変更計画 ]

既定計画  
河原木地区 泊地 水深 14 m 面積 7.3 ha  
泊地 水深 7.5 m 面積 3 ha

### 1 - 5 外郭施設計画

港内の静穏を確保し、船舶航行や荷役の安全を図るため、外郭施設を次のとおり計画する。

#### [ 外郭施設計画 ]

##### 防波堤

外港地区 中央第1防波堤 延長 2,970 m  
(うち 1,840 m 既設、400 m 工事中)  
[ 既定計画の変更計画 ]  
中央第2防波堤 延長 1,670 m  
(うち 1,050 m 既設、170 m 工事中)  
[ 既定計画 ]  
八太郎地区 市川東防波堤 延長 1,150 m  
(うち 510 m 既設) [ 既定計画 ]  
南第2防波堤 延長 100 m [ 既定計画 ]

既定計画  
外港地区 中央第1防波堤 延長 2,800 m



## 1 - 6 臨港交通施設計画

港湾における交通の円滑化を図るとともに、港湾と背後地域とを結ぶため、臨港交通施設を次のとおり計画する。

### [ 臨港交通施設計画 ]

#### 道路

##### 八太郎地区

##### 臨港道路市川埠頭線

起点 八太郎地区市川埠頭

終点 臨港道路市川船溜線 2車線 [既定計画の変更計画]

##### 河原木地区

##### 臨港道路河原木1号埠頭線

起点 河原木1号埠頭

終点 臨港道路白銀北沼線 4車線 [既定計画の変更計画]

#### 既定計画

#### 道路

##### 臨港道路市川埠頭線

起点 八太郎地区市川埠頭

終点 臨港道路市川船溜線 2車線

##### 臨港道路河原木1号埠頭線

起点 河原木1号埠頭

終点 臨港道路白銀北沼線 4車線

## 2 環境

### 2 - 1 港湾環境整備施設計画

港湾の環境の整備を図るため、緑地を次のとおり計画する。

#### [ 港湾環境整備施設計画 ]

##### 河原木地区 緑地

河原木 1 号埠頭 ( P I ) 5 h a ( うち 3 h a 既設 )

[ 既定計画の変更計画 ]

豊洲 7 h a ( うち 5 h a 既設 )

[ 既定計画の変更計画 ]

沼館 6 h a ( うち 3 h a 既設 )

[ 既定計画の変更計画 ]

#### 既定計画

##### 河原木地区 緑地

河原木 1 号埠頭 ( P I ) 1 1 h a

豊洲 7 h a

沼館 4 h a

## 2 - 2 廃棄物処理計画

浚渫土砂の処分用地を確保するため、次のとおり計画する。

### [ 廃棄物処理計画 ]

浚渫土砂 1,380万 m<sup>3</sup>を埋立処分するため、次のとおり計画する。

八太郎地区 海面処分・活用用地 48ha [新規計画]

河原木地区 海面処分用地 19ha [既定計画の変更計画]

海面処分・活用用地 47ha

[既定計画の変更計画]

なお、浚渫土砂は、土地造成の埋立用材として有効活用を図り、八太郎地区の海面処分・活用用地は、工業用地47ha、交通機能用地1ha、河原木地区の海面処分・活用用地は、埠頭用地15ha、港湾関連用地8ha、危険物取扱施設用地12ha、工業用地8ha、緑地2ha、交通機能用地2haとして土地利用を図る。

#### 既定計画

河原木地区 廃棄物処理用地 8ha

廃棄物処理・活用用地 29ha

### 3 安全

#### 3 - 1 小型船だまり計画

官公庁船、漁船等のための小型船だまりを次のとおり計画する。

##### [ 小型船だまり計画 ]

###### 河原木地区

###### 河原木第 1 船だまり

物揚場 水深 4 m 延長 3 2 5 m (うち 3 2 5 m 既設)

[ 既定計画の変更計画 ]

###### 既定計画

###### 河原木第 1 船だまり

防波堤 延長 1 3 5 m

物揚場 水深 4 m 延長 3 8 5 m

###### 白銀地区

###### 白銀第 2 小型船だまり

小型棧橋 3 基 (うち 2 基 既設) [ 既定計画 ]

泊地 水深 3 m [ 既設 ]

防波堤 延長 5 6 m [ 既設 ]

#### 4 その他

##### 4 - 1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

今回計画している施設のうち、国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設は以下のとおりである。

[ 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設 ]

###### 河原木地区

水深 13 m 岸壁 1 バース 延長 260 m

[ 既定計画の変更計画 ] K-H

水深 9 m 岸壁 1 バース 延長 220 m

[ 既設の変更計画 ] K-C

第 1 航路 水深 14 m 幅員 450 m [ 既定計画の変更計画 ]

第 2 航路 水深 13 m 幅員 200 m [ 既定計画の変更計画 ]

泊地 水深 13 m 面積 13 ha [ 既定計画の変更計画 ]

泊地 水深 9 m 面積 6 ha [ 新規計画 ]

航路・泊地 水深 14 m 面積 15 ha [ 既定計画の変更計画 ]

航路・泊地 水深 9 m 面積 5 ha [ 新規計画 ]

###### 臨港道路河原木 1 号埠頭線

起点 河原木 1 号埠頭

終点 臨港道路白銀北沼線 4 車線 [ 既定計画の変更計画 ]

###### 外港地区

中央第 1 防波堤 2,970 m

(うち 1,840 m 既設、400 m 工事中)

[ 既定計画の変更計画 ]

中央第2防波堤1,670m

(うち1,050m既設、170m工事中)

[既定計画]

#### 4 - 2 船舶の物資補給等への対応

貨物船、作業船等の待機、物資補給等に対応するため、既存施設を有効に活用し、物資補給等のための施設を次のとおり計画する。

[物資補給等のための施設]

河原木地区

水深6.5m 岸壁1バース 延長115m KN-2

## 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地利用計画、土地造成計画を次のとおり計画する。

### 1 土地利用計画

単位：ha

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	工業 用地	交通 機能 用地	危険物 取扱施 設用地	緑地	廃棄物 処理施 設用地	海面 処分 用地	合計
白銀	(12)	(32)		(3)			(1)			(48)
	12	32		3			1			48
河原木	(38)	(27)	(3)	(168)	(22)	(64)	(17)	(1)	(19)	(359)
	38	27	3	168	22	64	17	1	19	359
八太郎	(63)	(23)		(321)	(21)		(14)			(442)
	63	23		321	21		14			442
合計	(114)	(82)	(3)	(492)	(43)	(64)	(32)	(1)	(19)	(849)
	114	82	3	492	43	64	32	1	19	849

注 1) ( ) は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注 2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

## 2 土地造成計画

単位：ha

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	工業 用地	交通 機能 用地	緑地	海面 処分 用地	合計
河原木	(15)	(8)	(8)	(1)	(2)	(19)	(53)
	15	8	8	1	2	19	53
八太郎	(7)	(9)	(47)	(1)			(64)
	7	9	47	1			64
合計	(22)	(17)	(55)	(1)	(2)	(19)	(116)
	22	17	55	1	2	19	116

注 1) ( ) は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注 2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。



## その他の事項

### 1 効率的な運営を特に促進する区域（特定埠頭）

「効率的な運営を特に促進する区域」については、河原木1号埠頭水深13m岸壁の利用を開始する時点で、区域の設定を見直すこととする。

